

「テロの未然防止に関する行動計画」
(平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

「第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」の骨子

1 テロリストを入国させないための対策の強化

入国審査時等における外国人の指紋採取等
テロリストに対する入国規制
航空機等の長による乗員乗客名簿の事前提出の義務化
ICPOの紛失・盗難旅券データベースの活用
航空会社等による乗客の旅券確認の義務化
東南アジア等への文書鑑識指導者の派遣等

2 テロリストを自由に活動させないための対策の強化

旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理強化
爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化
爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化

4 テロ資金を封じるための対策の強化

FATF勧告の完全実施に向けた取組み

5 重要施設等の安全を高めるための対策の強化

情勢緊迫時における重要施設等の警備強化
空港及び原子力関連施設の制限区域への立入者の適格性チェック
核物質防護対策の強化
スカイ・マーシャル(警察官による航空機警乗)の導入

6 テロリスト等に関する情報収集能力の強化等

関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等